

- 議案第82号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
議案第84号 飯田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第85号 飯田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由及び主な内容

地方公務員法等の一部改正に伴い、国家公務員に準じて、次のとおり職員の定年引上げ等に関し必要な事項を定めるほか、所要の改正を行う。

(1) 定年の段階的引上げ

職員の定年を65歳とし、令和5年度から令和13年度にかけて、職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引上げる。(医師及び歯科医師は定年の引上げは行わず、現行の65歳とする。)

誕生年度	定年の段階的引上げ										65歳定年の完成	
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	
S37年度生まれ	60歳 定年退職	61歳 暫定再任用	62歳	63歳	64歳	65歳						
S38年度生まれ	59歳	60歳	61歳 定年退職	62歳 暫定再任用	63歳	64歳	65歳					
S39年度生まれ	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫定再任用	64歳	65歳				
S40年度生まれ	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫定再任用	65歳			
S41年度生まれ	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫定再任用		
S42年度生まれ	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職	

※暫定再任用：定年の段階的に引上げ期間において、65歳まで再任用ができるよう現行制度と同様の仕組みを措置する

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

管理監督職の職員を、原則として管理監督職勤務上限年齢に達した日後、最初の4月1日（以下、特定日という。）に管理監督職以外の職に降任等させる。※非管理監督職は現行の職で勤務

- ① 管理監督職勤務上限年齢は60歳とする。
- ② 対象となる管理監督職の範囲は、管理職手当が支給される職。但し、医師及び歯科医師の定年は現行どおりのため除く。
- ③ 他の職（非管理監督職）への降任は、非管理監督職の最上位職とする。
・行政職の場合：課長級以上の職員 → 課長補佐級に降任
- ④ 管理監督職勤務上限年齢制の特例として、職務の遂行上特別の事情がある場合等は、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。（1年単位、最長3年）

(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

定年の引上げ後においては、60歳以降の職員について、健康上、人生設計上の理由等により、多様な働き方へのニーズが高まると考えられる。これに対応するため、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を、引上げ後の定年退職日までの間、本人の希望により短時間勤務の職に再任用することができる。

(4) 職員の給料水準について

職員の給料月額は、特定日以後、7割水準とする。

(5) 職員の退職手当について

- ① 給料月額7割措置は、条例で定義する「給料月額の減額改定」には該当せず、給料月額が減額された場合には、「ピーク時特例（特定日前の最も高い給料月額）」を適用する。
- ② 60歳に達した日以後の退職手当は、引上げ後の定年退職日の前に退職を選択した職員が不利とならないよう、「自己都合」を理由とする退職扱いをせず、「定年」を理由とする退職と同様に算定する。
- ③ 定年前早期退職募集に応募し、認定を受けて退職する場合の給料月額の割増率は、現行定年制度下で対象とする年齢45歳と割増率（年齢59歳除く）は維持する。

2 条例の主な改正内容

(1) 職員の分限に関する条例等の一部を改正する等の条例

条例名等	主な改正内容
第1条 職員の分限に関する条例	給料月額7割措置を降給事由として規定する
第2条 職員の懲戒に関する条例	減給処分期間中の取扱いを規定する
第3条 飯田市職員の給与に関する条例	定年前再任用短時間勤務制導入に伴い規定を整備する
第4条 職員の育児休業等に関する条例	定年前再任用短時間勤務制導入に伴い規定を整備する
第5条 飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例	定年前再任用短時間勤務制導入に伴い規定を整備する
第6条 飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	定年前再任用短時間勤務制導入に伴い規定を整備する
第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	派遣することができない職員に、管理監督職勤務上限年齢の特例となる職員を加える
第8条 飯田市職員定数条例	定数外とする職員を規定する
第9条 飯田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	派遣することができない職員に、管理監督職勤務上限年齢の特例となる職員を加える
第10条 飯田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	定年前再任用短時間勤務制導入に伴い規定を整備する
第11条 飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	定年前再任用短時間勤務制導入に伴い規定を整備する
第12条 飯田市職員の再任用に関する条例	現行の再任用制度を廃止

(2) 飯田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

条項等	主な改正内容
第5条の3、第8条の2	早期退職者の定年から減じる年齢について、15年を20年とする
第14条、第15条、第17条	定年前再任用短時間勤務制導入に伴い規定を整備する
附則第18項、第19項	60歳に達した日以後の退職について、当分の間、退職事由を「定年退職」として取扱う
附則第21項	給料月額7割措置により給料月額が減額された場合、特定日前の最も高い給料月額を適用する
附則第22項	早期退職の上限年齢を規定する
附則第23項から第26項	段階的引上げ期間中の早期退職の割増率を規定する

(3) 飯田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

条項等	主な改正内容
第1条	地方公務員法の改正に伴い、必要な規定を加える
第3条	職員の定年について年齢60年を65年とする
第4条	定年による退職の特例を改める
第6条	管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は、管理職手当を支給する職員とする
第7条	管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする
第8条	管理監督職勤務上限年齢制により、他の職へ降任等を行うに当たり、非管理監督職のできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等をする
第9条	管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例を規定する
第12条、第13条	定年前再任用短時間勤務職員の任用を規定する
附則第3項	令和5年4月1日から令和13年3月31日まで定年年齢を段階的に上げる

3 施行期日

令和5年4月1日

議案第86号 飯田市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

1 高齢者部分休業制度の導入

定年退職後の人生設計のための準備や、経験や人脈の公務へのフィードバックが期待される社会的貢献への従事などの観点から、地方公務員法第26条の3に基づき、「職員の高齢者部分休業に関する条例」を新設する。

【高齢者部分休業制度の概要】

職員の身分	任期の定めのない常勤職員
勤務時間	勤務時間の2分の1を上限として休業できる
制度利用可能年齢	55歳以降
給与	勤務しない時間分を減額して支給（60歳以降は給料月額7割措置適用後の給与で算定。）
諸手当	常勤職員と同様
退職手当	退職時に給付（部分休業期間は在職期間から2分の1を除算して算定。）
その他	フルタイム勤務への復帰が可能

2 施行期日

令和5年4月1日